参照する「SASB スタンダード」のバージョン

2025 年 7 月 31 日公表

目　的

1.　本文書は、IFRS 財団により「SASB スタンダード」が改訂された場合において、参照する「SASB スタンダード」のバージョンを特定するにあたり参考となる情報を提供することを目的としています。

キーワード
SASB スタンダード、ガイダンスの情報源

何が求められているのか

2.　SSBJ 基準は、次のことを行う際に、産業別基準である「SASB スタンダード」（2023 年 12 月最終改訂）を参照し、その適用可能性を考慮しなければならないとしています。

(1)　サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別（適用基準第 41 項）

(2)　識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別（適用基準第 51 項及び第 52 項）

参照する「SASB スタンダード」のバージョン

3.　SSBJ 基準では、参照する「SASB スタンダード」について、2023 年 12 月に改訂されたバージョンを指すことを明示しています。

4.　ガイダンスの情報源として、「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮することを求める点は、ISSB 基準も SSBJ 基準も同じです。ただし、SSBJ 基準は、参照する「SASB スタンダード」のバージョンに関して、ISSB 基準と異なる取扱いを認めています。

5.　ISSB 基準においては、参照する「SASB スタンダード」のバージョンについて明示していないため、IFRS 財団により「SASB スタンダード」が改訂された場合、自動的に改訂後の「SASB スタンダード」を参照することになると考えられます（適用基準 BC85 項）。

6.　ここで、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」が改訂される際に発効日に関する定めが含まれる場合、発効日に関する定めを含む「改訂後の『SASB スタンダード』」が参照されることになるものと考えられます。すなわち、改訂後の「SASB スタンダード」の公表後発効日までは「改訂前の『SASB スタンダード』」を参照し、発効日後から「改訂後の『SASB スタンダード』」を参照することが求められることになると考えられます（早期適用に関する定めがない場合）。

7.　この点、SSBJ 基準においては、IFRS 財団により「SASB スタンダード」が改訂された場合、SSBJ においてその内容を検討することと、「SASB スタンダード」の日本語訳を利用可能にすることの両

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。

方が必要になることが考えられたため、「SASB スタンダード」のバージョンを自動的には更新しないこととしています。すなわち、SSBJ 基準では、参照すべき「SASB スタンダード」は 2023 年 12 月に改訂されたバージョンとして指定し、今後、「SASB スタンダード」が改訂された場合には、SSBJ においてその内容を検討し、適正手続を経て SSBJ 基準を改正することによって、改訂後の「SASB スタンダード」の参照を要求することとしています（適用基準 BC84 項）。

8. また、SSBJ が「SASB スタンダード」の改訂を反映するために SSBJ 基準を改正する際に、発効日に関する定めが含まれることが想定されます。この発効日に関して、SSBJ は、改正する SSBJ 基準の発効日について、改訂後の「SASB スタンダード」の日本語訳が利用可能となってから、十分な期間をとる必要があると考えられることを示しています（適用基準 BC84 項また書き）。

9. なお、SSBJ 基準では、ISSB 基準と同様に、自動的に改訂後の「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮することについてのニーズを踏まえて、IFRS 財団が公表する改訂後の「SASB スタンダード」の原文を参照し、その適用可能性を考慮することもできるとされています（適用基準第 42 項、第 53 項及び BC85 項）。

関連する SSBJ ハンドブック

- 「『サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別』におけるガイダンスの情報源と『識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別』におけるガイダンスの情報源の比較」
- 「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない場合の具体的な対応」

SSBJ 基準の定めは、重要性がない項目に対して適用する必要はないことにご留意ください。

以　上

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。